様式第６号（第６条関係）

令和２年４月２１日

磐田市議会議長
　　寺田　幹根　様

会派名　　公明党磐田

経理責任者名　　江　塚　学

令和元年度（平成31年度）政務活動費収支報告について

磐田市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第１項に基づき、下記のとおり令和元年度（平成31年度）政務活動費収支報告書を提出します。

記

１　収　　入

政務活動費　　６００，００２円　（内 預金利子　　２円）

２　支　　出

科　　目	金　　額（円）	備　　考
研究研修費	３０，０００	研修受講料
調査旅費	２３９，１００	視察研修旅費
資料作成費	0	
図書・資料費	0	
広報費	0	
広聴費	0	
事務費	１１５，２４４	会派電話代、コピー代、インターネット経費、文具消耗品代
要請・陳情活動費	0	
合計	３８４，３４４	

３　残　　額　　２１５，６５８円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。
　　添付書類は、各科目ごとの詳細、領収書、関係諸帳票及び証書類

平成31年度　政務活動費金銭出納簿（公明党磐田）

年月日	摘要	領収書No.	収入	支出								差引残高
				研究研修費	調査旅費	資料作成費	図書.資料費	広報費	広聴費	事務費	要請・陳情活動費	
平成31年4月19日	政務活動費（上半期）		300,000									300,000
令和1年5月24日	会派室　ひかり利用料(4/1～4/30)	1								2,710		297,290
令和1年5月24日	第11回生保問題議員研修会	2		30,000								267,290
令和1年5月24日	振込み手数料	3								864		266,426
令和1年5月28日	会派室　文房具代	4								3,132		263,294
令和1年5月30日	会派室　文房具代	5								4,320		258,974
令和1年6月14日	会派室インターネット代(前期分)	6								2,797		256,177
令和1年6月25日	会派室　ひかり利用料(5/1～5/31)	7								2,729		253,448
令和1年7月1日	会派室　文房具代	8								15,994		237,454
令和1年7月22日	コピー代(4～6月分)	9								1,759		235,695
令和1年7月22日	リソグラフ使用料(4～6月分)	10								96		235,599
令和1年7月23日	会派室　ひかり利用料(6/1～6/30)	11								2,709		232,890
令和1年8月17日	利息		1									232,891
令和1年8月19日	「公明党磐田」視察研修旅費	12			91,360							141,531
令和1年8月28日	会派室　ひかり利用料(7/1～7/31)	13								2,671		138,860
令和1年9月24日	会派室　ひかり利用料(8/1～8/31)	14								2,671		136,189
令和1年10月3日	コピー代(7～9月分)	15								3,214		132,975
令和1年10月3日	リソグラフ使用料(7～9月分)	16								256		132,719
令和1年10月21日	政務活動費（下半期）		300,000									432,719
令和1年10月29日	会派室インターネット代(後期分)	17								2,797		429,922
令和1年10月29日	会派室　ひかり利用料(9/1～9/30)	18								2,677		427,245
令和1年11月25日	会派室　ひかり利用料10/1～10/31)	19								2,720		424,525
令和1年12月9日	会派室インターネット代(後期分) 経費消費税増額分	20								52		424,473
令和1年12月19日	会派室　ひかり利用料(11/1～11/30)	21								2,793		421,680
令和2年1月10日	コピー代(10～12月分)	22								1,558		420,122
令和2年1月10日	リソグラフ使用料(10～12月分)	23								1,766		418,356
令和2年1月15日	会派室　文房具代	24								11,766		406,590
令和2年1月17日	「公明党磐田」視察研修旅費	25			147,740							258,850
令和2年1月23日	会派室　ひかり利用料(12/1～12/31)	26								2,727		256,123
令和2年1月23日	パソコンウィルスバスター経費	27								1,980		254,143
令和2年2月15日	利息		1									254,144
令和2年2月21日	会派室　ひかり利用料(1/1～1/31)	28								2,719		251,425
令和2年3月24日	会派室　ひかり利用料(2/1～2/29)	29								2,719		248,706
令和2年3月26日	会派室　文房具代	30								1,892		246,814
令和2年3月26日	会派室　文房具代	31								16,940		229,874
令和2年4月3日	コピー代(1～3月分)	32								11,253		218,621
令和2年4月3日	リソグラフ使用料(1～3月分)	33								244		218,377
令和2年4月21日	会派室　ひかり利用料(3/1～3/31)	34								2,719		215,658
	384,344		600,002	30,000	239,100	0	0	0	0	115,244	0	

政務活動費支出調書

H31 年度

No. 1	支払日	支出額
	元年 5月24日	2,710 円
科目	研究研修費　調査旅費　資料作成費 図書・資料費　広報費　広聴費 事務費　要請・陳情活動費	
備考	ひかり利用料（H31.4.1 ～ 4.30利用分）	

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,710 円

ただし、ひかり利用料等（H31.4.1～4. 30 利用分）として

上記のとおり領収しました。

令和元年5月24日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯田剛史

事　務　連　絡
令和元年５月23日

会派代表者　様

磐田市議会事務局長　飯田　剛典

ひかり利用料等の支払いについて

ひかり利用料等について支払いをお願いします。
今回は、４月１日から４月30日までの利用分となります。

記

１．ひかり利用料等金額（４月１日～４月30日利用分）　(単位:円)

経費内訳	志政会	新磐田	きずなの会	共産党	公明党	社民・明るい暮らしの会	計	備考
ひかり利用料	4,625 (3台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	12,330	ﾊﾟｿｺﾝ台数割
ひかり電話（基本料）	972	968	968	968	968	968	5,812	会派割
ひかり電話対応機器使用料（LAN）								
複数チャンネル使用料								
追加番号使用料								
ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料								
ひかり電話（通話料）	66	24	44	0	0	36	170	利用者負担
消費税	453	202	204	201	201	203	1,464	
今回請求額	6,116	2,735	2,757	2,710	2,710	2,748	19,776	

２．支払期限　　令和元年５月２９日（水）までに事務局へお願いします。

３．そ の 他　　この通知を、政務活動費の請求書とさせていただきますので、領収書と併せて、年度末の報告書へ添付します。

政務活動費支出調書

H 31 年度

No. 2	支払日	支出額
	元年 5月24日	30000 円

科目			
	(研究)研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	事務費	要請・陳情活動費	

備考	第11回生保問題研修会参加費 (@15,000×2名分)

(領収書添付欄)

ご利用明細 [redacted] 銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01 05 24		169

銀行番号	店番号	科目	口座番号
[redacted]			

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0321	お引出し	¥15,000

お取扱枚数 ********

	おつり	残高
		**********

キャッシング	手数料	時刻		お取扱いできない場合
	¥432	1402	0227	

お振込先明細・ご案内

[redacted]

カ)コクサイツーリストビューロー 様

エツカ マナブ 000032690 様

TEL0538-37-2111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

ご利用明細 [redacted] 銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01 05 24		169

銀行番号	店番号	科目	口座番号
[redacted]			

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0321	お引出し	¥15,000

お取扱枚数 ********

	おつり	残高
		**********

キャッシング	手数料	時刻		お取扱いできない場合
	¥432	1400	0226	

お振込先明細・ご案内

[redacted]

カ)コクサイツーリストビューロー 様

スズキ ヨシフミ 000025857 様

TEL0538-37-2111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

領収証

2019年 5月 24日

磐田市議会公明党 磐田 様

以下のとおり、領収いたしました。

金 15000- 円也

但し、第11回生活保護問題議員研修会について、

- ☑ 研修参加費として
- ☐ 交流会参加費として
- ☐ 弁当代として
- ☐

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
生活保護問題対策全国[redacted]
代表幹事　尾藤廣喜

東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マ[redacted]
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会　会[redacted]

領収証

2019年 4月24日

磐田市議会公明党 磐田 様

以下のとおり、領収いたしました。

金 15,000－ 円也

但し、第11回生活保護問題議員研修会について、

- ☑ 研修参加費として
- ☐ 交流会参加費として
- ☐ 弁当代として
- ☐

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
生活保護問題対策全国[redacted]
代表幹事　尾藤廣喜

東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マンション201
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会　会長[redacted]

438-0077
静岡県磐田市国府台
3-1

磐田市議会
公明党磐田

鈴木　喜文 様

No. 97373-1
DATE: 2019年05月16日
PAGE: 1

兵庫県知事登録旅行業第2-393号
㈱国際ツーリストビューロー
生活保護問題議員研修会係
〒650-0012 兵庫県神戸市中央区下山手通
6丁目1-4 オフィス下山手5階
TEL:078-351-2110　FAX:078-351-2140

予約確認書 兼 請求書

この度は大会への参加のお申し込み誠にありがとうございます。
つきましては、下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い致します。

2019年08月23日（金）　2日間　(KODC01) 第11回生活保護問題議員研修会／新潟	
□ 明　細	
鈴木　喜文 様　ｽｽﾞｷ ﾖｼﾌﾐ 様　000025857	
■□■受付ナンバー□■□	
【053】	
第11回生保問題議員研修会参加費　（　¥15,000 X　1 ）	¥15,000
第3分科 地方から自動車保有要…	
［ご入金明細］	
計	¥0

□ 旅行代金のお支払い
ご旅行代金 ¥15,000 を 05月31日迄にご入金願います。
□ □振込み について
★お振込みの際は、お申込者氏名の前に必ず本請求書の番号をつけて下さい【請求書番号は右上端のNo.のうしろの番号です】。
★参加申込者と異なるお名前での振込の場合は、その旨お知らせ下さい。
★振込先口座名義の国際ツーリストビューローの前に（株）を又 コクサイツーリストビューローの場合は カ）をつけて下い。
□ ■取消・変更について
ご入金後に取消または変更が生じた場合、メール又はＦＡＸでその旨をご連絡下さい。差額返金は研修会終了後に振込手数料を差し引き、ご指定の口座へ振り込み致します。

ご 請 求 額	¥15,000
ご 入 金 額	¥0
今回ご請求額	¥15,000
担当者	[redacted]

□ 振込先
□ ゆうちょ銀行 [redacted]

振り込み手数料は、お客様にてご負担願います。

438-0077
静岡県磐田市国府台
3-1

磐田市議会
公明党磐田

江塚　学　様

No. 97372-1
DATE: 2019年05月16日
PAGE: 1

兵庫県知事登録旅行業第2-393号
㈱国際ツーリストビューロー
生活保護問題議員研修会係
〒650-0012 兵庫県神戸市中央区下山手通
6丁目1-4 オフィス下山手5階
TEL:078-351-2110　FAX:078-351-2140

予約確認書 兼 請求書

この度は大会への参加のお申し込み誠にありがとうございます。
つきましては、下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い致します。

2019年08月23日（金）　2日間　(KODC01)
第11回生活保護問題議員研修会／新潟

□ 明　細

江塚　学 様　エヅカ マナブ 様　000032690

■□■受付ナンバー□■□

【052】

第11回生保問題議員研修会参加費 第1分科 生活保護基礎講座+…Q&A	(¥15,000 X 1)	¥15,000
	[ご入金明細] 計	¥0

□ 旅行代金のお支払い
ご旅行代金 ¥15,000 を 05月31日迄にご入金願います。

□ □振込み について
★お振込みの際は、お申込者氏名の前に必ず本請求書の番号をつけて下さい【請求書番号は右上端のNo.のうしろの番号です】。
★参加申込者と異なるお名前での振込の場合は、その旨お知らせ下さい。
★振込先口座名義の国際ツーリストビューローの前に（株）を又 コクサイツーリストビューローの場合は カ）をつけて下い。

□ ■取消・変更について
ご入金後に取消または変更が生じた場合、メール又はＦＡＸでその旨をご連絡下さい。差額返金は研修会終了後に振込手数料を差し引き、ご指定の口座へ振り込み致します。

ご 請 求 額	¥15,000
ご 入 金 額	¥0
今回ご請求額	¥15,000
担当者	[redacted]

□ 振込先　：[redacted]
□ ゆうちょ銀行：[redacted]

振り込み手数料は、お客様にてご負担願います。

政務活動費支出調書

H 31 年度

No. 3	支払日	支出額
	元年5月24日	864 円
科目	研究研修費　調査旅費　資料作成費 図書・資料費　広報費　広聴費 (事務費)　要請・陳情活動費	
備考	第11回生保問題議員研修会参加費振込み手数料 @432×2名分	

（領収書添付欄）

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01:05:24		169

銀行番号	店番号	科目	口座番号

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0321	お引出し	¥15,000

お取扱枚数	**********

	おつり	残高
		**********

キャッシング	手数料	時刻		お取扱いできない場合
	¥432	14	02 0227	

お振込先明細・ご案内

[redacted]
カ）コクサイツーリストビューロー　様

エツカ　マナブ　000032690　様
TEL0538-37-2111

06.520.38　（裏面もご覧ください）

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
01:05:24		169

銀行番号	店番号	科目	口座番号

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0321	お引出し	¥15,000

お取扱枚数	**********

	おつり	残高
		**********

キャッシング	手数料	時刻		お取扱いできない場合
	¥432	14	00 0226	

お振込先明細・ご案内

[redacted]
カ）コクサイツーリストビューロー　様

スズキ　ヨシフミ　000025857　様
TEL0538-37-2111

06.520.38　（裏面もご覧ください）

政務活動費支出調書

H 31年度

No. 4	支払日	支出額
	元年 5月28日	3,132 円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	
備考	名刺用紙代		

(領収書添付欄)

領収証

No 03581

公明党 磐田 様　　元年 5月28日

金額	¥3,132-

内 消費税等

但 名刺用紙代

上記正に領収いたしました

現金			

株式会社 クリタ

磐田市今之浦4丁目5－
電話39－1010㈹ FAX 33

係

HISAGO BR0809(100) J622643

ヒサゴ名入伝票は当店まで

請求書

No.

O[redacted]家具・事務用品

株式[redacted]

代[redacted]部

磐[redacted]4丁目5[redacted]

電話39－1010(代) FAX33－2700

公明党 磐田 様

12年5月28日

税込合計￥ 3132 -

品名	数量	単価	金額	摘要
1 名利用紙 KJ-VHA10W	5	580	2900	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
	小計		2900	
	消費税等		232	
057216	税込合計		3132	

HISAGO #N1644S(100)別 J631069

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 5	支払日	支出額
	元年 5月30日	4,320 円

科目			
	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	

備考	コピーペーパー代

（領収書添付欄）

領収証

No 03587

公明党磐田　様　　元年 5月30日

金額　¥4320-

内　消費税等

但　コピーペーパー代

上記正に領収いたしました

現金			

株式会社 クリタ

磐田市今之浦4丁目5－1

電話39－1010㈹ FAX 33－

係

HISAGO BR0809(100) J622643

ヒサゴ名入伝票は当店まで

請求書

No.

[redacted]ル家具・事務用品

株[redacted]

[redacted]機部

[redacted]浦4丁目[redacted]

[redacted]代) FAX33−2700

公明党 磐田 様

12年 5 月 30 日

税込合計 ¥ 4320-

品名	数量	単価	金額	摘要
コピーペーパーA4 A020J	1		4000	
	小計		4000	
	消費税等		320	
057268	税込合計		4320	

HISAGO #N1644S(100)別 J631069

政務活動費支出調書

H 31 年度

No. 6	支　払　日	支　出　額
	元年　6月　14日	2,797円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	
備考	会派インターネットプロバイダー（前期分）		

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,797 円

ただし、会派室インターネットプロバイダー（前期分）経費として

上記のとおり領収しました。

令和元年 6 月 14日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯 田 剛 史

磐 議 第 124 号
令和元年６月14日

会派代表者　様

議会事務局長　飯田　剛典

インターネットプロバイダー（前期分）経費の請求について

インターネットプロバイダー経費につきましては、各会派分を一括して毎月支払いをしますので、前期分を６月21日(金)までに議会事務局へお届けください。
なお、この通知書は、政務活動費の請求書となりますので年度末の報告書へ添付してください。

◎経費内訳(前期分)

（単位：円）

光	Ubicプラン	納付書発行手数料	合計
18,486	3,888	0	22,374

※　６会派合わせて８台使用していますので、
１台あたり　22,374円÷8台＝2,796.75円となります。

◎請求額（前期分）

（単位：円）

会　派　名	パソコン台数	請求額
志　政　会	3	8,389
新　磐　田	1	2,797
きずなの会	1	2,797
日本共産党磐田市議団	1	2,797
公明党磐田	1	2,797
社民・明るい暮らしの会	1	2,797
合　計	8	22,374

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 7	支　払　日	支　出　額
	元年　6月　25日	2,729円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	

備考	・ひかり利用料（5月1日～5月31日）

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,729 円

ただし、ひかり利用料等（R1.5.1～5. 31 利用分）として

上記のとおり領収しました。

令和元年6月 25日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯 田 剛 [redacted]

事　務　連　絡
令和元年６月24日

会派代表者　様

磐田市議会事務局長　飯田　剛典

ひかり利用料等の支払いについて

ひかり利用料等について支払いをお願いします。
今回は、５月１日から５月31日までの利用分となります。

記

１．ひかり利用料等金額（５月１日～５月31日利用分）　(単位:円)

経費内訳	志政会	新磐田	きずなの会	共産党	公明党	社民・明るい暮らしの会	計	備考
ひかり利用料	4,625 (3台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	12,330	ﾊﾟｿｺﾝ台数割
ひかり電話（基本料） ひかり電話対応機器使用料（LAN） 複数チャンネル使用料 追加番号使用料 ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料	972	968	968	968	968	968	5,812	会派割
ひかり電話（通話料）	0	24	12	0	18	24	78	利用者負担
消費税	448	202	201	201	202	202	1,456	
今回請求額	6,045	2,735	2,722	2,710	2,729	2,735	19,676	

２．支払期限　　令和元年６月２８日（金）までに事務局へお願いします。

３．そ の 他　　この通知を、政務活動費の請求書とさせていただきますので、領収書と併せて、年度末の報告書へ添付します。

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 8	支　払　日	支　出　額
	元年　7月　1日	15,994円
科目	研究研修費　調査旅費　資料作成費 図書・資料費　広報費　広聴費 (事務費)　要請・陳情活動費	
備考	・インクカートリッジ	

（領収書添付欄）

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2019年 7月 1日(月)　10時41分

-<明細>----------
1 ●インクカートリッジ　・ 持帰
キヤノン
4960999918488 BCI-351XL+350XL/5MP　8%
2点　¥13,068
---
2 ●インクカートリッジ　・ 持帰
キヤノン
4960999971308 BCI-350XLPGBKW　8%
1点　¥2,926

3点/合計　¥15,994
税率別内訳 /　課税対象額　8%　¥15,994
(内消費税額　¥1,184)

[0514157-051072771-2310004462604]

領収証

2019年 7月 1日(月)　10時41分
公明党磐田　様

金額　¥15,994
(内消費税等　¥1,184)
但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>----------
現金　¥15,994
(内消費税等　¥1,184)

現金お預かり　¥20,000
お釣り　¥4,006

ケーズデンキ磐田店
電話番号　0538－33－0100
販売担当者 [redacted]

店コード　2200005141571
売上伝票番号 2310004462604

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 9	支　払　日	支　出　額
	元年　7月　22日	1,759円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	

備考	・コピー使用料（4～6月分）

（領収書添付欄）

コピー使用料

磐田市

戻入通知書兼領収書

磐田市議会　公明党磐田　様

年度	平成31年度	伝票番号	9478 - 5
所属	議会事務局	科目通番	00008 - 00726
会計	01 一般会計		
大事業	02 議会及び法定委員会等経費		
中事業	05 議会事務局運営事務		
小事業	01 議会事務局運営事務		
節	14 使用料及び賃借料		
細節	01 使用料		
説明	070 複写機使用料		

金額　1,759円

上記の金額を指定金融機関等へ納めて下さい

磐田市長
渡部　修

上記の金額を領収しました
磐田市指定金融機関等

公明党磐田　コピー使用簿　H31年度

	使用枚数 黒 / カラー	単価	使用金額 黒 / カラー	請求金額
4月	52 (枚)	3.8 (円)	197 (円)	1,114 (円)
	33	27.8	917	
5月	17	3.8	64	258
	7	27.8	194	
6月	51	3.8	193	387
	7	27.8	194	

4～6月分請求額　**1,759 円**

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 10	支　払　日	支　出　額
	元年　7月　22日	96円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	

備考	・リソグラフ消耗機材費（4～6月分）

（領収書添付欄）

リソグラフ消耗機材費

磐田市

戻入通知書兼領収書

磐田市議会　公明党磐田　様

年度	平成31年度
所属	議会事務局
会計	01　一般会計
大事業	02　議会及び法定委員会等経費
中事業	05　議会事務局運営事務
小事業	01　議会事務局運営事務
節	11　需用費
細節	01　消耗品費
説明	030　消耗機材費

伝票番号　23187 － 2
日日通番　00008 － 00206

金額　96 円

上記の金額を指定金融機関等へ納めて下さい。

磐田市長
渡部　修

上記の金額を領収しました。
磐田市指定金融機関等

静岡県信用金庫 磐田本店 収支済 1.7.22 52

公明党磐田

リソグラフ消耗品関係使用料

平成31年4月～令和元年6月

使用年月日	マスター枚数	印刷枚数	用紙枚数	持参用紙
5月28日	1	315		315
合　計	1	315	0	315

	マスター代	インク代	紙代	
単　価	33	0.2	0.8	円
金　額	33	63	0	円
			請求額	**96** 円

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 11	支　払　日	支　出　額
	元年　7月　23日	2,709円
科目	研究研修費　調査旅費　資料作成費 図書・資料費　広報費　広聴費 (事務費)　要請・陳情活動費	
備考	・ひかり利用料（6月1日～6月30日）	

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,709 円

ただし、ひかり利用料等（R1.6.1～6. 30 利用分）として

上記のとおり領収しました。

令和元年7月23日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯 田 剛 史

事　務　連　絡
令和元年７月23日

会派代表者　様

磐田市議会事務局長　飯田　剛典

ひかり利用料等の支払いについて

ひかり利用料等について支払いをお願いします。
今回は、６月１日から６月30日までの利用分となります。

記

１．ひかり利用料等金額（６月１日～６月30日利用分）　(単位:円)

経費内訳	志政会	新磐田	きずなの会	共産党	公明党	社民・明るい暮らしの会	計	備考
ひかり利用料	4,625 (3台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	1,541 (1台)	12,330	ﾊﾟｿｺﾝ台数割
ひかり電話（基本料）	972	968	968	968	968	968	5,812	会派割
ひかり電話対応機器使用料（LAN）								
複数チャンネル使用料								
追加番号使用料								
ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料								
ひかり電話（通話料）	72	8	246	0	0	66	392	利用者負担
消費税	454	201	220	200	200	206	1,481	
今回請求額	6,123	2,718	2,975	2,709	2,709	2,781	20,015	

２．支払期限　　令和元年７月２９日（月）までに事務局へお願いします。

３．そ の 他　　この通知を、政務活動費の請求書とさせていただきますので、領収書と併せて、年度末の報告書へ添付します。

政務活動費支出調書　　H31 年度

No. 12	支　払　日	支　出　額
	元年　8月　19日	91,360円

科目	研究研修費	(調査旅費)	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	事務費	要請・陳情活動費	

備考	・「公明党磐田」視察研修旅費

（領収書添付欄）

「公明党磐田」視察研修旅費計算書

○　日　時:　令和元年8月23日(金)～8月24日(土)

○　場　所:　新潟県立大学
(新潟市東区海老ヶ瀬471)

○　参加者:　鈴木喜文、江塚学

(8月23日)　磐田 ⇒ 掛川 ⇒ 東京 ⇒ 新潟 ⇒ 新潟県立大学 ⇒ 新潟

(8月24日)　新潟 ⇒ 新潟県立大学 ⇒ 新潟 ⇒ 東京 ⇒ 掛川 ⇒ 磐田

旅費内訳							
鉄道運賃	普通	磐田⇔新潟	1159.6 km	往復	17,920 円	2 人	35,840 円
			km	往復	円	2 人	0 円
			km	片道	円	2 人	0 円
			km	片道	円	2 人	0 円
			km		円	人	0 円
			km		円	人	0 円
	特急	掛川⇔東京	458.6 km	往復	6,680 円	2 人	13,360 円
		東京⇔新潟	667.8 km	往復	8,860 円	2 人	17,720 円
			km	片道	円	2 人	0 円
			km	片道	円	2 人	0 円
			km		円	人	0 円
連絡バス		新潟駅⇔新潟県立大学 1日	14.6 km	往復	660 円	2 人	1,320 円
		新潟駅⇔新潟県立大学 2日	14.6 km	往復	660 円	2 人	1,320 円
			km		円	人	0 円
レンタカー			km		円	人	0 円
宿泊料		1 泊	10,900 円		1 泊	2 人	21,800 円
計							91,360 円

様式第5号(第5条関係)

令和元年１０月３日

磐田市議会議長　寺 田 幹 根　様

会派名　公明党磐田
代表者　鈴　木　喜　文

会 派 視 察 研 修 等 報 告 書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

期　　間	令和元年8月23日(金)から令和元年8月24日(土)まで
視察先 研修会　日　程	新潟県新潟市 第11回生活保護問題議員研修会
参　加　議　員	鈴木喜文、江塚　学
調　査　事　項	8月23日～24日 第11回生活保護問題議員研修会
調　査　内　容 考　　察	別紙のとおり

(注)　視察研修の調査内容及び考察は、視察先ごとに詳細に記入する。
調査事項等に係る資料等を添付する。

公明党磐田　会派視察研修報告

報告者：江塚　学

第 11 回　生活保護問題議員研修会

開催日：2019 年　8 月 23 日（金）～24 日（土）
会場：新潟県立大学

（内容）
基調講演
「生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか」

講師：花園大学　　吉永　純氏

1.生活保護行政運用や裁判での状況

(1) 保護基準

・憲法 25 条で保障している「健康で文化的な最低限度の生活」が、2013 年 8 月から 3 段階で引き下げられています。

・2016 年度から施行の行政不服審査法により審理員による審理手続きにより、両社の主張を公平に審理し、有識者から成る第三者機関が審査庁の判断の妥当性をチェックし、その結果を答申します。審査庁は、第三者機関の答申を踏まえて、審査請求の裁決を行います。期間は、60 日から 3 か月に延長されました。

・現在 23 の裁判所で論争中となっています。

(2)　大学等への就学

・18 歳になると「稼働能力がある」とみなされて、自立のため、働いて収入を得ることが求められます（生活保護法第 4 条)。

・そのため、就労せずに大学等に進学する場合は、生活保護から外れてしまいます（世帯分離)。学費の他、生活費も、アルバイトや奨学金で賄わなくてはなりません。

・2018 年から進学準備給付金の支給が始まり自宅通学生には 10 万円、自宅外通学生には 30 万円が支給されます。また、住宅扶助を減額しないこととなりました。

(3) 自動車

・自動車の保有が 2019 年度から保育所で必要な場合に緩和されました。

・ブロック会議においては、4 分の 1 の自治体が緩和の希望を意思表示しています。

・京都府山城南保健所福祉事務所では、現行通知を工夫して自動車の保有を認めています。

（4）稼働能力

・稼動能力は、①稼動能力を有するか、②その能力を活用する意思があるか③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かの要素により判断することとされています。

・裁判においては、5つで勝訴、1つの裁判で勝利的和解。現在まで負けがない。

2. 地方から生活保護を変える

（1）住民の命と暮らしを直接守る（生活相談）

・生活保護の基本知識、専門家との連携が出来る体制が必要とされる。

・ローカルルールになっていないか、行政の説明の根拠を常に確認する。

・疑問時に問い合わせることができる専門家とのつながりを作ることが必要である。

・議会での質問時は、具体的な事例を挙げて質問することが必要である。

（2）自治体生活保護行政を変える

・利用者、分野別に応じた分かり易い「生活保護のしおり」の改善が必要である。

・生活保護相談室が殺風景で取調室のようになっていないか、あたたかみの有る部屋になっているのか確認する。

・明石市、豊橋市は、自治体の過誤による過支給は返還を求めないとしています。

・生活保護ケースワーカーの専門性確保のため、移動はせめて5年ごととし、社会福祉士の配置を高める採用が必要である。また、勤務条件は都市部では保護世帯80/1、郡部では、広範囲となるため65/1の職員配置が望ましいとされています。

ミニシンポ

「地方から、生活保護行政は変えられる」

講師：立命館大学産業社会学部　准教授　　桜井　啓太氏

・堺市でのケースワーカー7年、生活保護市道職員3年の計10年間の生活保護業務に携わり、福祉職の若手ケースワーカーと研究グループ「Switch」を設立された。

・堺市では、2017年に市内の大学、専門学校生168名全対象者にケースワーカーが個別アンケートを実施。「世帯分離」が浮き彫りとなりました。

・母子家庭2人世帯の受給額19万円が世帯分離により単独世帯となり受給額13万円となり「世帯分離」が保護世帯の進学を阻んでいます。

・新聞に取り上げられることにより、国会の厚生労働委員会で堺市の調査を取り上げ、国による全国調査に繋がりました。

・2018年には、生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより

著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じることとなりました。ただし、「世帯分離」は依然として残っています。

・国の全国自治体に「世帯分離の廃止」に関する意見を聴取したところ7割が反対と日々当事者と向き合う現場の職員が、専門性とは真逆の保護世帯への差別を持っている。専門性とは制度を守るのではなく、制度の理念を守る態度が重要である。

・生活保護現場を変えるには、ケースワーカーに追われる職員に制度改善する余裕は生まれない。最低でも都市部80世帯/1CW,郡部65世帯/1CWの標準数の遵守が必要である。

特別報告

「福祉事務所における自立支援の取組み」

講師：新潟県見附市役所　　箕輪　亜由美氏

・見附市は総人口40,341人、世帯数14,914世帯、保護世帯数133世帯となっておりニットなど家内工業的な産業が盛んなため、収入が得られやすい環境があり県内で保護世帯数は低いほうから2～3番目となっています。

・自立とは、人やサービスに頼りながら上手に生活をすることで、社会とのつながりを持ち、その人らしい考えや自己決定が尊重されること。

・生活保護制度とは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することが目的である。自立には、日常生活自立、社会生活自立や経済的自立があります。自立支援とは、本人が自立に向かって努力できるように、その過程において寄り添い、支えていく伴走的支援が必要である。

・就労支援事業では、意欲喚起としてのボランティア活動、農作業（居場所）を活用した日常生活自立支援、社会生活自立支援を行なっている。また、履歴書の書き方、面接の受け方等「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用した就職活動支援を行っています。

・事業成果の対象者の変化では、生活リズムの改善、やりがいを感じる、笑顔が増えた、自信の回復、体を動かすことによる不眠の解消の変化がみられました。

・支援者側の変化として、作業を一緒に行うことで参加者の「強み」や苦手なことに気づく、求職活動への移行期間を判断しやすい、訪問時には聞けない悩みを聞ける、参加者と収穫を喜び合える、居場所の確保等があげられます。

・「収入増廃止」までには、至らないが保護費の削減となっています。

第１分科会

生活保護　何でもＱ＆Ａ

・生活保護の目的は国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立することを目的としています。
・無差別平等の原理は貧困に至った理由は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかという経済的状態だけに着目して保護を行う。
・生活保護の要件は当事者が利用しうる資産、能力その他あらゆるものを生活維持のために活用すること。しかし、活用しても維持できない場合は生活保護となる。
・扶養義務は保護の要件ではなく、扶養調査は本人からの聞き取りが原則である。
・2018 年度の家具什器費の改正により、保護開始など要件を満たした者で、初めて冬季加算が認定されるまでに暖房器具がない場合は、暖房器具購入費用 20,000 円、初めて迎える熱中症予防が必要な時期に、必要とされる者がいる場合は、冷房器具購入費用 50,000 円と改正されました。
・申請は現在住んでいる役所で行い、また、定まった住居がない場合は、今いる（現在地）の役所で行う。申請があると 14 日以内に決定通知をしなければならないと定められている。
・自動車の世帯あたりの保有台数が多いと捕捉率が低く、逆に交通の便の良い都市部では保有台数が低いが捕捉率は高くなっています。自動車の保有台数が捕捉率に影響を及ぼしています。

講演

「議会質問　生活保護 10 の心得」

講師：十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授　　今井　伸氏

・生活保護制度、生活困窮者自立支援制度に関する議会質問には、①制度そのものの課題、②制度運用の課題、③実施機関における組織体制の課題の 3 つのカテゴリーに分けられます。
・制度の課題とは、どのような姿勢で市民に生活保護制度をきちんと利用して貰えるかが重要となっている。
・制度運用の課題とは、福祉事務所の機関がどのような考えを持って運用しているのかが重要となっている。
・実施機関における組織体制の課題とは、1 人のケースワーカーが 100 世帯以上の担当世帯を持っているような厳しい体制となっているのが現状である。

《考　察》

今回、「地方から生活保護行政は変えられる」をテーマに研修を行いました。
日本での生活保護の「捕捉率」は2割程度となっており、保護率は先進国の中で異常に低くなっています。生活保護基準以下で生活をする人をいかに減らしていくかが大きな課題です。そこには、まだまだ生活保護者への無理解と偏見が多く見受けられています。

対象者の中には扶養義務の調査で親族に知られたくないなどの理由で申請をためらったり、また特に郡部においては生活の足としての自動車の保有を原則として使用を認めないなど、厳しい条件により申請が抑制されていることがあげられています。

申請の相談に来られる方への窓口での、分かり易い「生活保護のしおり」を見せながらの丁寧な説明が求められています。

生活保護世帯の子どもへの大学進学等の支援策に関しては、対象者の大学進学が著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、自立を支援するため生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる必要性を強く感じました。

また、生活保護現場を変えるためには、ケースワークに追われる職員に現場を変える余裕は生まれませんので、標準数が 80 世帯/1 人の社会福祉士の遵守と専門性をはぐくむ専門職の採用が急務と感じました。

磐田市の平成 30 年度決算においても、生活保護に至る前の段階で相談支援員や就労支援員による自立のための相談支援を行った「生活困窮者自立支援」、生活困窮者世帯等の子どもを対象に学習の場を提供し居場所つくりと、高校への進学を推進することによる将来の自立に向けた支援を行った「学習チャレンジ支援」、一般就労に向け時間管理や食生活等の改善指導や人が集まる場への参加、就労体験や面接支援を行った「就労準備支援」など様々な支援策が行われています。今後もこれらの支援策が継続されるとともに更なる支援拡大となるようにしっかりと注視してまいります。

生活困窮者にとって生活保護法は最後の砦であり、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を維持することです。

今回の視察研修で「生活保護問題」についてさらに多くのことを学ぶことができました。これをこれからの議員活動に生かしていけるように努めてまいります。

以上

【調査内容】

第３分科会「地方から自動車保有要件の緩和をめざす！」

子育て世帯と生活保護―地方における子育てと自動車

１．子どものいる世帯の所得分布（厚労省H28年調査）

→　全母子世帯の内、５１．３％が年収２５０万円未満世帯。

２．地方における母子世帯調査からみえた生活保護を受けていない理由

→　東京都足立区では、車を使いたいからは６．９％

地方Ａ自治体では、車を使いたいからは２９．２％

３．地方における子育て、自動車がなくて困ること

→　①仕事、就労

地方では仕事の選択肢が限られる。公共交通機関ない地域が多い。

②買い物やレジャー

親子の活動範囲、子どもの社会体験の機会が、著しく制約される。

③子どもの病気やケガなど緊急時の対応

病院に連れていけない。タクシーを利用すると生活費が大変になる。

④子どもの送迎

自宅、保育所、勤務先の移動に自動車が必要。

４．預貯金の保有制限、持ち家の保有制限と自動車の保有制限

→　預貯金と持ち家の保有制限は全国平等に生活保護の受給を制約する。

自動車の保有制限は地域差が大きい(自動車の必要性に地域差がある)。

日常生活で自動車の必要性が高い地域では生活保護が受けられない。

【考　　察】

自動車の保有条件の緩和を考える研修となった。

これまでの生活保護における自動車の保有は「通勤用」と「通院用」に限られた中で、現状を聞き取り制約された中で認められた。自動車保有を認めない生活保護は、生活圏内に必要なものが殆んど手に入る都会だけ。地方では子育て世帯の暮らしが自動車無しでは成り立たない。日常生活において自動車の必要性が高い地域は、自動車保有により生活保護が事実上受けられず、保護を受けた場合は自動車がないことにより地域社会から著しく孤立してしまう。また、子どもの貧困や孤立も招くことになる。

地方では、公共交通機関であるバスの本数は少なくなり料金は高くなった。今後公共交通機関の発展は望めず、高齢者の移送サービスは進められているが、子育て世帯の移送サービスは無いに等しい。地方で暮らす子育て世帯にとって自動車は、資産というより、地域社会で子どもを育てるうえで欠かせない必需品であり、必要性はこれまで以上に今後ますます高まる。

自動車の保有制限は全国一律に機能しておらず、地域差があり公平ではない。生活保護の「資産の活用」において、「その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効が上がっているもの」をどのように解釈し、市当局が対応していくかを注視し、「最低限度の生活」の維持から、心身ともに親子共々元気に自立していくための、「解釈と活用」を検証し、正しい活用を訴えていきたい。

政務活動費支出調書　　H31 年度

No. 13	支　払　日	支　出　額
	元年　8月　28日	2,671円
科目	研究研修費　調査旅費　資料作成費 図書・資料費　広報費　広聴費 (事務費)　要請・陳情活動費	
備考	・ひかり利用料（7月1日～7月31日）	

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,671 円

ただし、ひかり利用料等（R1.7.1～7.31 利用分）として

上記のとおり領収しました。

令和元年8月28日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯田 剛

事　務　連　絡
令和元年８月27日

会派代表者　様

磐田市議会事務局長　飯田　剛典

ひかり利用料等の支払いについて

ひかり利用料等について支払いをお願いします。
今回は、７月１日から７月31日までの利用分となります。

記

１．ひかり利用料等金額（７月１日～７月31日利用分）　(単位:円)

経費内訳	志政会	新磐田	きずなの会	共産党	公明党	社民・明るい暮らしの会	計	備考
ひかり利用料	4,510 (3台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	12,030	ﾊﾟｿｺﾝ台数割
ひかり電話（基本料）	973	969	969	969	969	969	5,818	会派割
ひかり電話対応機器使用料（LAN）								
複数チャンネル使用料								
追加番号使用料								
ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料								
ひかり電話（通話料）	16	0	48	0	0	6	70	利用者負担
消費税	439	198	201	198	198	198	1,432	
今回請求額	5,938	2,671	2,722	2,671	2,671	2,677	19,350	

２．支払期限　　令和元年８月２９日（木）までに事務局へお願いします。

３．そ の 他　　この通知を、政務活動費の請求書とさせていただきますので、領収書と併せて、年度末の報告書へ添付します。

政務活動費支出調書　　H 31 年度

No. 14	支　払　日	支　出　額
	元年　9月　24日	2,671円

科目	研究研修費	調査旅費	資料作成費
	図書・資料費	広報費	広聴費
	(事務費)	要請・陳情活動費	
備考	・ひかり利用料（8月1日～8月31日）		

（領収書添付欄）

領　収　書

金 2,671 円

ただし、ひかり利用料等（R1.8.1～8.31 利用分）として

上記のとおり領収しました。

令和元年9月24日

会派　公明党磐田　様

磐田市議会事務局長　飯田剛

事　務　連　絡
令和元年９月24日

会派代表者　様

磐田市議会事務局長　飯田　剛典

ひかり利用料等の支払いについて

ひかり利用料等について支払いをお願いします。
今回は、８月１日から８月31日までの利用分となります。

記

１．ひかり利用料等金額（８月１日～８月31日利用分）　(単位:円)

経費内訳	志政会	新磐田	きずなの会	共産党	公明党	社民・明るい暮らしの会	計	備考
ひかり利用料	4,510 (3台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	1,504 (1台)	12,030	ﾊﾟｿｺﾝ台数割
ひかり電話（基本料） ひかり電話対応機器使用料（LAN） 複数チャンネル使用料 追加番号使用料 ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｻｰﾋﾞｽ料	973	969	969	969	969	969	5,818	会派割
ひかり電話（通話料）	0	8	156	0	0	0	164	利用者負担
消費税	438	198	210	198	198	198	1440	
今回請求額	**5,921**	**2,679**	**2,839**	**2,671**	**2,671**	**2,671**	**19,452**	

２．支払期限　　令和元年９月26日（木）までに事務局へお願いします。

３．そ の 他　　この通知を、政務活動費の請求書とさせていただきますので、領収書と併せて、年度末の報告書へ添付します。